

令和 8 年度 第 3 回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和 8 年 6 月 2 5 日

## 令和8年度 第3回定例総会議事録

1. 日 時 令和8年6月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階 大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

|        |             |            |            |
|--------|-------------|------------|------------|
| (柏原地域) | 1 番 亀井 昌一   | 2 番 堀 巧    | 3 番 池田 将徳  |
| (氷上地域) | 4 番 荻野 恭敏   | 5 番 兼古 善明  |            |
|        | 6 番 平松 稔久   | 7 番 福井 脩   | 8 番 山本 浩子  |
| (青垣地域) | 9 番 足立 篤夫   | 10 番 足立 年一 | 11 番 荻野 一喜 |
| (春日地域) | 12 番 荻野 隆太郎 | 13 番 小橋 季敏 | 14 番 新才 泰則 |
|        | 15 番 婦木 克則  | 16 番 細見 滋樹 |            |
| (山南地域) | 17 番 岸本 好量  | 18 番 田中 幸治 | 19 番 野垣 克己 |
|        | 20 番 和田 憲治  |            |            |
| (市島地域) | 21 番 荒木 嘉信  | 22 番 荻野 広  | 23 番 橋本 慶子 |
|        | 24 番 米田 豊   |            |            |

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 農地転用許可条件の変更申請承認について (第5条)

議案第 5 号 非農地証明願承認について

議案第 6 号 農地法第3条の規定による許可の取消願について (別冊)

議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)

報告第 1 号 農地の形状変更届について

報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について

5. 閉会

## 1. 開会

○議長

定刻より早いですが、皆さんお揃いですので、会議を始めたいと思います。

ただいまより、令和8年度丹波市農業委員会第3回定例総会を開会いたします。

初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

## 2. 会長あいさつ

○岸本好量会長（会長あいさつ）

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 失礼いたします。事務局です。

本日の定例総会の出席人数です。在任委員24名全員の出席となっており、農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会ができますことを御報告いたします。以上です。

## 3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号18番の田中委員、議席番号19番の野垣委員、両委員よろしくをお願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

議事に入ります前に、報告がございます。

前回の総会の議案の中に非農地証明願承認がございました。その中で、申請者と証明者が自治会長で同一ではないかということで、後日副自治会長の名前で証明書をいただきました。それを会長、私、地域委員長で確認しましたので、その決議通り証明書を交付することといたしましたので、御報告申しあげます。

## 4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号18番 ～

～ 報告第2号 番号1番、番号2番 ～

○議長 すみません。今も携帯が鳴ってます。鳴らないようにしておいてください。よろしくお願いします。それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、図面は6ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

作付作物は野菜となっており、管理機と草刈機を所有されています。

図面6ページの拠点に移住されるそうです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、新規に経営を開始したいというもので、図面は7ページに示しています。

利用計画は、一筆は一般野菜、もう一筆はハーブ及び果樹を栽培することになっています。

農機具は、耕運機を購入する予定になっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は8ページに示しています。

利用計画は、全て水稻を栽培することになっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号4番～番号8番、報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局から説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番から番号7番までを、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページに示しています。

花木を栽培する予定です。

なお、譲受人の所有地に昭和40年頃に父が建てた農業用倉庫があるため、令和8年12月までに手続きをするという誓約書が提出されています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

次に、番号5番と報告第2号の番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、農地を贈与により取得し、農業を開始したいというもので、図面は9ページと10ページに示しています。

管理機と草刈機を所有しており、一筆は筍畑、もう一筆は野菜を栽培する予定です。

なお、報告第2号の番号1番に示すとおり、申請地内に農業用倉庫が設置されていますので、2アール未満の届出がされております。設置済みのため、始末書が添付されています。内容は、譲渡人の父が昭和45年頃に建設したもので、農地法の許可を得ずにしており深く反省しております。引き続き譲受人が農業用倉庫として利用することを確認しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号6番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11ページに示しています。

野菜を栽培する予定です。

なお、譲受人の所有地、平成6年頃に建てた農業用倉庫兼車庫として使用している土地があるため、令和9年3月までに手続きをするという誓約書が提出されています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号7番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しています。

野菜を栽培する予定です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、譲受人の年齢が高齢となっておりますが、元気で野菜を作りたいということでございますので、御審議の程よろしくお願いします。

○委員 番号8番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号8番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は13ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、この土地には栗を作っていく計画をされております。

申請人は地域外にお住まいですが、元々この地域に住まわれており、兄弟もこちらにおられ、お墓、農地もここにあり、刈払機等を所持し管理したいということです。

週に2、3日は地域外から来て、一緒に作業をされると聞いております。

なお、誓約書が添付されております。同地域に登録上畑が山林となっており、既に20年以上経ってますので、非農地証明願を令和8年12月末までに申請させていただきたいという内容です。よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番並びに報告第2号の番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 聞き逃したのですが、図面10ページの申請地は何を栽培されるんですか。

○委員 これは筍畑。竹が生えており、そこで筍を採るよう綺麗に整備されております。

○委員 ここは竹林。

○委員 竹林です。

○議長 3条の筍栽培。

○委員 そうのことね。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

並びに報告第2号の番号1番について、御承知おきください。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号9番～番号12番、報告第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は14ページにございます。

地図の拠点と書いてある宅地と一緒に購入され、野菜を作る計画になっております。

春日地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、農地を売買により取得し、農業経営に新規参入するもので、図面は15ページと16ページに示しております。

作付作物は、畑地は果樹、芋類、野菜など、田は水稻、野菜などを予定しています。

拠点となる屋敷も15ページに示しております。

農業経験は、実家で野菜栽培を約10年されております。主な従事者は夫が専業で農業に関わられると聞いております。

確保されている農機具は、譲渡人から頂く農機具と、新たにトラクター、田植機など自己資金で購入すると言われております。

拠点を予定している宅地建物の仮契約は終えております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事者要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号11番と、報告第2号の番号2番について、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１７ページに示しています。

なお、３条申請の譲受人の取得される５筆の農地の中に一部農業用倉庫が建っていることから、２アール未満の届出が提出されております。

経過書が添付されておりますので、読み上げます。本件の農地は、登記簿上の地目は畑ですが、前所有者が数年前に建築し、現在も利用されている当該倉庫は農業用に設置されたもので、農業以外の用途には使用されていない。今回当該土地を引継ぎ、今後も農業経営のための施設として適正に利用する予定です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号１２番も、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１２番は、農地を売買により取得し、農業規模を拡大したいというもので、図面は１８ページに示しています。

譲受人の拠点は市内にあり、ほかにも春日町内で作られている状況です。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号９番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１１番並びに報告第２号の番号２番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、許可すべきものと決定いたします。並びに報告第２号の番号２番について御承知おきください。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 譲受人の住所は市内ですね。

○委員 はい、市内です。

○委員 議案書は市外になっている。

○委員 拠点は市内になります。

○議長 譲受人の住所は当該住所で、拠点が市内にあるということです。譲受人の住民票上の住所は市外と思うんですけど、拠点として市内でやってますという説明です。

○○委員。

○委員 代理で言います。

議長言われたとおり、住所は市外になりますが、作業は常にこちらに来られ、市内に資材置場があり、そこからこういう所で作業をされてます。以上です。

○議長 よろしいですか。既にほかの耕作も、全てその拠点からされているという事ですね。

○委員 他も現在耕作されておるということです。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 市内に拠点があるようなんですが、1町程耕作されており、通勤はされないと思うんですけど、休憩用としてここで宿泊できる位の拠点なんですか。

○委員 私が知る限り、泊まりまではされない。その代わり、そこに地元の方がおられますので、管理をされてると聞いております。

○委員 年齢も年齢ですので中々通いでやるのは。

○委員 会社役員で会社経営されてますので、そういう事は他の方がされております。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号13番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号13番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号13番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。栽培を計画しているのは果樹です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号14番～番号18番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号14番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号14番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、図面は20ページに示しています。

譲受人は、農業経験10年と聞いており、図面の拠点の家を購入され、そこで農業経営を行うということでございます。

農機具は、勤務先の会社が農機具をいっぱい所有されており、それを借りるとのことです。

作物は、水稻、野菜、果樹と聞いております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号15番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号15番は、農地を贈与によって取得し、経営を拡大したいというものです。

利用計画は野菜です。

農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号16番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号16番は、農地を売買によって取得し、経営を開始したいというものです。

草刈機を所有しており、トラクター、軽トラックは購入予定です。

利用計画は、一筆は野菜、もう二筆は果樹です。

図面は21ページに示しています。

農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号17番、番号18番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号17番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、地図は22ページです。

現在も譲受人が耕作しており、一筆が水稻、もう一筆が野菜を作っております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号18番も、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、地図は22ページです。

これも現在譲受人が耕作しており、申請地の上の四角い所が自宅になっております。

農機具は、小型の耕運機、草刈機等使用して野菜を作っております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番 ～

～ 報告第1号 番号4番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番、報告第1号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番と、報告第1号の番号4番について、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

図面は、25ページに示しています。

申請人は、農地所有適格法人でこの周辺の農地を取得されており、規模拡大に伴い農機具や車両置場、肥料等の資材置場を確保したいことから、所有農地を2筆に分筆し、南側を露天農業資材置場と農作業用露天駐車場、トラック転回場として転用し、北側は水はけの悪い土壌であるため、転用と一体的に嵩上げし畑として野菜をするため形状変更届を提出しております。

申請地の農地区分は、農振農用地ですが、農振法第8条第4号に規定する農地利用計画指定用途の農業用施設であるため、例外的許可事由に該当すると考えられます。

自治会長、農会長、土地改良の同意も得られ、盛土規制法は宅地等造成区域工事指定区域で県と協議し提出の準備を進められており、4条申請と形状変更届出について問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番並びに報告第1号の番号4番につきまして、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 2筆の高さは一緒になるのですか。

○委員 両方共上げます。全体的に上げて転回場とするのですが、他の農地は畑として野菜を作る。全部上げるのです。

○委員 4条はコンクリートをされるから、同じレベルに戻るという事？

○委員 4条で上げる所と、形状変更する所の高さは一緒になる。

○委員 最終的に、コンクリートを入れられる。4条分は。

○委員 コンクリートを入れてアスファルトかは聞いていないけど、高さは一緒にするという事です。農地として使いますが、元々は田で水はけが悪いので、嵩上げて畑に使うということになります。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

〇〇委員。

○委員 農業用資材は何を置かれるのか分かりますか。

○委員 肥料とか。

○委員 露天に。

○委員 農業用機械。

○委員 機械を沢山持っておられます。ここはネギを作られるのに畝を作ったり、トラクターの後ろに付ける物も変わったりするので、そういう物を色々置かれる予定です。

それと、トラックの転回ができるよう、採れた物を運び出すのにトラックが入ってくるので、それが転回して運び出し、図面の小さい南側の部分を転回するようにして、後は野菜を植えるという事です。

○委員 機械とか置くという事やけど、農業用資材になるのか。ただの露天駐車場とトラック回転場やったら、農振地なんであかんと思うのやけど。そんなのも良いのか、事務局、ちょっと分からんのやけど。

○議長 事務局確認しますか。

○事務局 今おっしゃったのは、この露天駐車場、農業用機械以外を置かれるという。

○委員 露天駐車場とトラック回転場、露天農業用資材置場ってあるが、農業用資材って何やいうたら、機械とかってトラクターやアタッチメントとか、そんなのを置くの。

○議長 事務局。

○事務局 申請書にあります配置で言いますと、肥料、堆肥、農業用資材のパレット類、肥料運搬用のキャリー、更にトラクター、アタッチメントと収穫された物を運ぶ車両の転回スペースと申請はいただいております。先程、形状変更の栽培される作物を収穫、積み込み、トラック運搬という流れのための転用と把握しております。

○委員 農業用施設ということで、農振地であってもいける。

○事務局 いけます。

○委員 そういうふうに理解したらええのやな。

○事務局 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はありませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 当該農地の下の2枚もこの者が併せてこの辺一帯にネギを栽培し、大規模になっていくという計画をお持ちである。そのための資材を置く場所を、ここに置きたいという内容で申請となります。

ほか、質問、意見等はありませんでしょうか。

再度、質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。並びに報告第2号の番号4番について御承知おきください。

### ～ 議案第3号 番号1番～番号9番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番～番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告ですが、番号2番～番号4番につきましては、一括したものですので、併議という形でさせていただきます。

それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、売買により、一般住宅・露天駐車場・庭として利用するための申請です。図面は29ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているた

め、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号2番から番号4番を一括して議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番から番号4番は、農地を売買により、集卵舎・露天駐車場・進入路として利用するための申請です。図面は30ページに示しています。

申請地の農地区分は、一番南側の農地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されると考えます。

残り2筆の農地区分は、農振農用地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画指定用途の農業用施設であるため、例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会から、確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、番号2番、番号3番、番号4番につきまして、質問、意見等はございませんか。

番号2番、番号3番、番号4番は集卵舎とかGPセンターとかそういうことですか。

○委員 卵を集める場所で、進入路、一時的に保管する場所。卵の洗卵、選別を行う前の作業場として集卵舎と挙がっております。

○議長 鶏舎ではないですか。

○委員 鶏舎ではないです。30ページを開いていただいたら、横に養鶏場がありますので、そこで全部集めることになります。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

番号2番、番号3番、番号4番について、質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番、番号3番、番号4番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番、番号3番、番号4番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号5番、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番と番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、譲受人が車庫兼倉庫を建設するための申請です。図面は31ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えるため、第3種農地に該当すると考えられます。

譲受人は、同地区内で自営業を営んでおり、事業用の倉庫兼車庫とのことです。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

次に、番号6番は、譲受人が自宅を建設するための申請です。図面は31ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えるため、第3種農地に該当すると考えられます。

譲受農地は、義理の母の自宅に近く、将来の介護等のことを考えてとのことです。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、ようお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号7番、番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告ですが、番号7番、番号8番は、同一のものでありますので、併議という形で取扱いをさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番と番号8番は、譲受人が同一のため一括して、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号7番と番号8番は、売買により、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は32ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われまゝ。

また、転作面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、太陽光発電設備設置条例では、住宅用地の敷地境界並びに県道の境界から50メートル以内の区域が抑制区域ですが、地元並びに隣接土地所有者から反対の意見がない場合には太陽光発電設備の設置を認める方向であることを、事務局を通じて担当課に確認をしています。

また、地元自治会と転用事業者との間で、協定書を締結する予定になっております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番、番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番、番号8番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番、番号8番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番は、売買により取得し、露天駐車場として利用するための申請です。図面は33ページに示しています。

現在、自家用車4台は敷地内に駐車できるのですが、子供達を含む来客者用駐車場が手薄なため、本件土地を取得するものでございます。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断され则认为します。

自治会長、農会長、水利代表の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われまゝ。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、い

れも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 9 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 9 番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 9 番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

### ～ 議案第 4 号 番号 1 番～番号 2 番 ～

○議長 議案第 4 号、農地転用許可条件の変更申請承認についてを議題といたします

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 4 号、番号 1 番、番号 2 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告ですが、番号 1 番、番号 2 番は同一のため一括して併議という形でさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番、番号 2 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 1 番、番号 2 番は、農地転用許可条件の変更承認申請でございます。

平成 19 年 11 月 16 日付で、転用許可をされた土地で、図面は 36、37 ページに示しております。

申請地の農地区分は、公共施設から 500 メートル以内にあり、第 2 種農地と判断され则认为られます。

当初、貸家住宅を建設する計画でしたが、自動車整備及び修理工場用地に変更しようとするものでございます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。転用面積は、必要最小限のものであり、農地法第 5 条第 2 項には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

現在、自動車整備及び修理工場の一部として利用されており、地目も既に宅地となっております。

つきましては、始末書を添付しておりますので、朗読させていただきます。

申請地は、平成 19 年に貸家住宅敷地を転用目的として、農地法第 5 条の許可を得ましたが、現在は自動車整備及び修理工場の敷地として利用しております。結果的には許可と異なった転用をしてしまい、多大なる御迷惑をおかけいたしました。今後はこのようなことがないよう、農地法の誠心を十分尊重いたしますので、今般の申請につきましては許可くださいますよう、お願いいたします。ということでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番、番号2番について、質問、意見等はありませんか。

○○委員。

○委員 許可は平成19年から20年程経つ。これに期限は無いの。許可からいつまでとかは無いの。

○議長 許可を受けたのが約20年前だがどうか。

○委員 完了届出すまでに期間は無いのか。

○議長 春日地域委員会から説明。

○委員 ちょっと、それは。

○議長 事務局、事情について。

○事務局 3年以内に完了届は必要です。要は、何で出てこなかったという事ですか。

○委員 長過ぎるのと違うかと思ったので。

○議長 完了報告が出てなかった。ずっとそのままになっていたというのが現状のようで。

○委員 決まってないの。

○事務局 決まりを、今見てもらってますので。

○議長 確認します。確認の間、暫時休憩をします。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告させていただきます。4条及び5条に係る転用案件は、転用申請した後許可が出て、転用事業が完了したら完了届を出していただくことになります。許可を発行した県へ届出がされます。事業の内容によりますが、何年以内に完了届という期限はございません。

今回の案件は、事前にこの事案の相談を受け、色々な方法を考え県に照会をかけたところ、県から転用の完了届が出ていないと回答がありましたので、許可内容の変更申請承認を受理したものです。以上です。

○委員 期間はないね。

○議長 期間はない。経緯は事務局からありました。

ほかに質問、意見等、ございますでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第4号、農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第4号、番号1番、番号2番につきましては、農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当の意見を付して進達すべきものと決定いたします。

## ～ 議案第 5 号 番号 1 番～番号 1 3 番 ～

○議長 議案第 5 号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 5 号、番号 1 番～番号 4 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 1 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 4 1 ページに示しております。

6 月 1 5 日に確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て非農地判断としても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和 6 2 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付非農地判断についての 3 の（2）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号 2 番と番号 3 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 2 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 7 ページに示しています。

6 月 1 5 日に確認したところ、現地は住宅跡地となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断して特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和 6 0 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付非農地判断についての 3 の（2）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、番号 3 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 4 2 ページに示しています。

6 月 1 5 日に確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断して特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成 1 0 年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付非農地判断についての 3 の（2）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号 4 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 4 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 4 3 ページに示しています。

6 月 1 5 日に確認したところ、現地は防火水槽となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段影響がないと見込まれます。

図面上、当該地がコの字なのは、既存の防火水槽を一旦撤去して広げたためです。

農地でなくなった時期は、令和 8 年 4 月 1 6 日からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付非農地判断についての 3 の（2）のアに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号5番～番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は44ページに示しております。

6月15日の青垣地域委員会で現地を確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和42年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は45ページに示しています。

6月15日に現地を確認したところ、現地は住宅と車庫になっており、農地への復旧が困難

であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成10年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会として証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号7番と番号8番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は9ページに示しております。

6月15日に確認したところ、現地の二筆は山林、もう一筆は建物への進入路となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響ないと思込まれます。

また、農地でなくなった時期は、二筆は昭和27年頃、もう一筆は昭和38年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は12ページに示しています。

6月15日に確認したところ、現地は祠となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響ないと思込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和20年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

以上、御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号 8 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 8 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 8 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 5 号、番号 9 番～番号 12 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 9 番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 9 番は、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は 46 ページに示しております。

6 月 16 日の春日地域委員会で確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成 12 年頃からで、地元自治会と隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付非農地判断についての 3 の (2) のウに該当するため、春日地域委員会としては証明することに問題ないと確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号 10 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 10 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面 47 ページに示しています。

畑と表記されておりますが、現況は消火栓の収納ボックスが設置されており、農地でなくなった時期は平成 5 年からで、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断して特段に影響がないと見込まれます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、番号 11 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 11 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 48 ページに示しています。

6 月 16 日の地域委員会で確認したところ、畑と表記されておりますが、現況は宅地で農業用倉庫が建っており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、番号 12 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号 12 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 49 ページに示しています。

地目が畑になっておりますが、山林になっている状況で、農地でなくなった時期は昭和 40 年頃からで、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 9 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 9 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 9 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号 10 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 10 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 10 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号 11 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 11 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 11 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号 12 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 12 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 12 番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 5 号、番号 13 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 13 番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 13 番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は 50 ページに示しております。

6 月 12 日に確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地としても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和 39 年頃からで、地元副自治会長と隣接者の証明もあり、平成 31 年 3 月 29 日付非農地判断についての 3 の (2) のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 13 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 13 番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１３番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

### ～ 議案第６号 番号１番 ～

○議長 議案第６号、農地法第３条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第６号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

農地法第３条許可を令和８年３月２５日に審議いただき承認されたのですが、その後お互いの意思の齟齬と言いますか、双方の思惑の違いで売買が不成立になり、この度令和８年５月２２日付で取消しを願いたいという内容です。よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番につきまして、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

取消願につきまして、取消願を許可することとして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 それでは異議がございませんので、番号１番につきましては、取消願につきまして、許可いたします。

それでは、ここで休憩をします。

（休憩）

（再開）

### ～ 議案第７号 ～

○議長 会議を再開いたします。

議案第７号、農用地利用集積等促進計画に係る意見について、別冊を御覧ください。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第７号朗読

○議長 各地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番から番号２番まで、６月１６日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号１番の権利の設定を受ける者は高齢ですが、実質は市外在住の息子が農作業を行われているとのこと。

○委員 番号３番と番号４番につきまして、６月１５日の氷上地域委員会におきまして確認いた

しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号5番から番号6番について、6月15日の青垣地域委員会において確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原・氷上・青垣地域からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原・氷上・青垣地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原・氷上・青垣地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

続きまして、春日地域ですが、農業委員会に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号7番から番号14番まで、5月16日に春日地域委員会において確認しました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

番号14番は、住所は市内にありませんが、権利を設定する集落に倉庫を持ち、現在も僅かですが農業をされております。殆ど野菜です。

番号8番は、作物は水稻ですが、部分的には水稻を作ったりされるということです。

以上でございます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１５番から番号２０番まで、６月１２日の山南地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

番号１５番ですが、権利を受ける者が市外の方で、権利を設定される者は市内の方ですが、この市内の方の旧家が所在地にあり、そこに市外から週に１～２度帰るということです。以上です。

○議長 続きまして、市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２１番から２６番まで、６月１２日の地域委員会において確認をいたしました。

番号２１番は、隣の市ではありますが、祖父が地元で営農されてますので、一緒に手伝うということで、この人も４月に利用権設定が出ました。

全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各号を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南・市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南・市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南・市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

## ～ 報告第１号 ～

○議長 続きまして、議案書にお戻りください。

報告第１号農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第１号、番号１番、番号２番、番号３番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号１番、番号２番、番号３番は、図面を見ていただいたら分かるように、一体的なものでございます。

地域委員会から、補足することはございますか。

○委員 番号１番から番号３番までが１枚の農地のため、議席番号○番の○○が説明いたします。

６月１５日に現地を確認したところ、図面５７ページに示しておりますように、形状変更地の北東の山側から水が絶えず湧き出し、農作物の栽培や農作業に支障を来しているため、素掘

り排水路の設置を行い、農地の改良を図りたいとお聞きしております。

届出者と所有者とは、利用権が設定されており、また隣接農地の所有者と耕作者の同意も得られており、地元自治会長、土地改良理事長、用水組合長、農会長の同意もあり、地域委員会としては、形状変更には問題ないと考えております。以上です。

○議長 質問等はありませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号の番号1番から番号3番につきまして、御承知おきください。

これをもって、全て予定しておりました議事は終わります。

何か質問、意見等ありませんか。

無いようでしたら、事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、この3年間委員の皆さん、ありがとうございました。議長を務めさせていただきましたが、皆さん方の御協力によりまして、全ての案件をスムーズに進めることができました。改めてお礼を申し上げます。

また、退任される委員もいらっしゃいますが、今後共引き続きこの丹波市農業の発展のため、それぞれの立場で御尽力いただければと思います。一言お礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれで閉じたいと思います。どうも御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和8年6月25日

議 長 ㊟

議事録署名委員（18番委員） ㊟

議事録署名委員（19番委員） ㊟